通所介護事業者 『デイサービス愛と心えひめ』
介護予防型通所サービス契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「利用者」といいます）と通所介護事業者『デイサービス愛と心えひめ』（ 以下、「事業者」と言います）は、事業者が利用者に対して行う介護予防型通所サービスについて、次のとおり契約します。

〇第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその包括支援センターにおいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防型通所サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

〇第2条（契約期間）

1 この契約は令和　　年　　月　　日から開始します。

2 要支援者は、要支援認定の有効期間満了をもって、契約期間の満了とします。
但し、契約期間満了以前に利用者が要支援状態区分の変更の認定を受け、要支援認定有効期間が更新された場合には、変更後の要支援認定有効期間の満了をもって契約期間の満了とします。

3 総合事業対象者は、事業対象の基準に該当している期間をもって、契約期間の満了とします。
但し、契約期間満了以前に利用者が要支援の認定を受けた場合は、要支援認定有効期間の開始前日をもって契約期間の満了日とします。

4 上記契約期間満了日の7日以上前までに利用者から事業者に対して文書による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され以降も同様とします。また、要支援者が総合事業対象者、総合事業対象者が要支援者と認定された場合にも自動更新とします。

5 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要支援認定の有効期間の満了日、または、総合事業対象基準に該当していた期間満了の翌日から更新後の該当期間満了までとします。
但し、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分の変更の認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合、また、総合事業対象者が要支援の認定を受けた場合には、変更後の要支援認定有効期間の満了をもって契約期間の満了とします。

〇第3条（介護予防型通所サービス計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「介護予防型通所サービス計画」を作成します。事業者はこの「介護予防型通所サービス計画」の内容を利用者およびその家族に説明し、交付します。

○第4条（介護予防型通所サービスの提供場所・内容）

1　介護予防型通所サービスの提供場所は『デイサービス愛と心えひめ』です。所在地および設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。

2　事業者は、第3条に定めた介護予防型通所サービス計画に沿って介護予防通所型サービスを提供します。事業者は介護予防型通所サービスの提供にあたりその内容について利用者に説明します。

3　利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れる事ができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

○第5条（サービスの提供の記録）

1　事業者は、介護予防型通所サービスの実施ごとに、サービスの内容などを連絡帳に記入し、帰宅時に渡します。

2　事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。

3　利用者は、事業所営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物交付を受ける事が出来ます。但し、利用者は複写の際に実費相当の額を支払います。

○第6条（料金）

1　利用者は、サービスの対価として（契約書別紙）に定める利用単位毎の料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。

2　事業者は、当月の料金の合計額の請求書を作成し翌月10日以降に利用者に請求します。

3　利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに現金で支払います。

4　事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収証を発行します。

○第7条（サービスの中止）

1　利用者は、事業者に対して、サービスの提供日の前日午後5時30分までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することが出来ます。

2　利用者がサービス提供日の前日午後5時30分までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は事業者は、利用者に対して（契約書別紙）に定める計算方法により料金の全部又は一部を請求する事ができます。この場合の料金は他の料金の支払いと合わせて請求します。

3　事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては（契約書別紙）に記載した通りです。

○第8条（料金の変更）

1　事業者は、利用者に対して1ヵ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。

2　利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく（契約書別紙）を作成し、互いに取り交わします。

3　利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

4　介護保険法改定に伴う料金の変更は、新たな料金に基づく（契約書別紙）を作成し、互い取り交わします。

○第9条（契約の終了）

1　利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2　次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
②事業者が守秘義務に反した場合
③事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
④事業者が破産した場合

3　次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

①利用者のサービス利用料金の支払いが1ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
②利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

4　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者が介護保険施設に入所した場合
②利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
③利用者が総合事業の対象基準に非該当（自立）と認定された場合
④利用者が死亡した場合

但し、①の際に利用者に継続の意思のある場合は、介護予防型通所サービスの再開に際し、同意書をもって契約を再締結するものとします。

○第10条（秘密保持）

1　事業者および事業者の元で働く者は、サービス提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後、また退職後も同様です。

2　事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

○第11条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にともなって、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその損害を賠償します。但し、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

○第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に介護予防型通所サービスの提供を行っている時に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡すると共に速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等、必要な措置をとります。

〇第13条（連携）

1　事業者は、介護予防型通所サービスの提供にあたり、包括支援センター、介護支援専門員、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2　事業者は、この契約の内容が変更された場合、またはこの契約が終了した場合は、速やかに介護支援専門員に連絡します。なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に、包括支援センター、介護支援専門員に連絡します。

〇第14条（相談、苦情対応）

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防型通所サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

〇第15条（本契約に定めない事項）

1　利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2　この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

〇第16条（合意管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、松山地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

［契約書別紙］

〇担当者

氏名　藤久貴子 ・ 和田朋也 ・ 藤久千賀子

電話 089－914－0731

FAX 089－914－0732

〇通所介護の内容

・ご利用日　契約している包括支援センターとご相談ください。

・ご利用時間　9:30～16:30

・ご利用場所　松山市末町甲9番地1　デイサービス　愛と心えひめ

・ご利用可能設備　食堂、静養室、桧風呂（個人浴槽、大浴槽）、送迎車5台

・サービス内容　介護予防型通所サービス介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助その他必要な介護等を行います。

〇料金

Ⅰ．保険給付の自己負担額（1割負担の場合）

介護予防型通所サービス		要支援1	要支援2		食費
通所型サービス費	月 3 回以下	¥436/回			
	月 4 回以上	¥1,798/月			
	月 7 回以下		¥447/回	＋	¥620
	月 8 回以上		¥3,621/月		
加算部分	サービス提供体制強化加算Ⅰ	¥88/月	¥176/月		
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総算定報酬月額に9.2%を乗じた金額			

※ 介護予防通所型サービス費には、送迎費・入浴費が含まれております。

＊ 利用時間前後で、延長利用をされる場合、1時間ごとに送迎費・人件費等を含め1000円が実費加算（30分以上で繰り上げ）されます。

Ⅱ．介護保険外利用料

①食材料費　￥620 （内おやつ代￥105）

＊事業所で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

②おむつ代　実費

＊利用者の身体状況により、おむつ利用が必要な場合に、事業所で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

○キャンセル規定

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の前営業日午後5時30分までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡いただいた場合	自己負担額の50%
③ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡がなかった場合	自己負担額の100%

○健康上の理由による中止

① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りする場合があります。

② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止する事があります。その場合、ご家族にご連絡の上、適切に対応します。

③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止する事があります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医、訪問看護、ケアマネージャーに連絡を取る等、必要な措置を講じます。

緊急連絡先 ①

氏　　名	
住　　所	
電 話 番 号	
続　　柄	

緊急連絡先 ②

氏　　名	
住　　所	
電 話 番 号	
続　　柄	

主 治 医

病 院 及び 診 療 所 名	
医 師 名	
住　　所	
電 話 番 号	

＊ サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日に振り替える事が出来ます。但し、定員数分の予約が入っている日には振り替えが出来ませんので、ご了承ください。

○相談、要望、苦情等の窓口

介護予防型通所サービスに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か、下記窓口までお申し出ください。

＜サービス相談窓口＞
電話番号:089－914－0731
FAX番号:089－914－0732
受付時間:（ 8:30～17:30 ）

デイサービス　愛と心えひめ
介護予防型通所サービス　重要事項説明書

＜ 令和　6年　10月 現在＞

1. デイサービス　愛と心えひめが提供するサービスについての相談窓口

電話　　089－914－0731（8時30分～17時30分まで）
FAX　　089－914－0732
担当　　管理者　大西千里　　生活相談員　藤久貴子・和田朋也・藤久千賀子
＊ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. デイサービス　愛と心えひめの概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	デイサービス　愛と心えひめ
所在地	松山市末町甲9番地1
介護保険指定番号	デイサービス　愛と心えひめ（　3870104027　）
サービスを提供する対象地域	松山市（湯山、桑原、道後、久米、勝山、旭、日浦、東野、小野中学校区の概ね片道20分の方） ＊上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）デイサービス　愛と心えひめの職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		管理業務（介護職と兼務）	1名
生活相談員	1名	2名	相談業務（3名介護業務と兼務）	3名
看護師		4名	看護業務（3名機能訓練指導と兼務）	4名
機能訓練指導員		3名	機能訓練指導（3名看護業務と兼務）	3名
介護職員	3名	10名	介護業務（3名相談業務と兼務）	13名
調理員		2名	調理	2名
事務員	3名		研修、通所サービスと兼務	3名

（3）デイサービス　愛と心えひめの設備の概要

定員	18名
食堂兼機能訓練室	1室
静養室	1室
浴室	ヒノキ風呂の一人浴槽　1室
	ヒノキ風呂の大浴槽　　1室
送迎車	5台

（4）営業時間

月～日曜日	8時30分～17時30分
祝日	8時30分～17時30分

＊営業しない日（1月1日～1月3日、法人の定める休日）

3. サービス内容

①送迎　　ご希望があれば、事業所にて送迎いたします。
②食事　　昼食とおやつを提供いたします。
③入浴　　ご希望があれば、入浴していただきます。
④生活リハビリ　　介護予防型通所サービス計画に沿って実施いたします。
⑤生活相談　　ご相談下さい。

4. 料金

（1）保険給付の自己負担額（1割負担の場合）

介護予防型通所サービス		要支援1	要支援2		食費
通所型サービス費	月 3 回以下	¥436/回		+	¥620
	月 4 回以上	¥1,798/月			
	月 7 回以下		¥447/回		
	月 8 回以上		¥3,621/月		
加算部分	サービス提供体制強化加算Ⅰ	¥88/月	¥176/月		
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総算定報酬月額に5.9%を乗じた金額			

※ 介護予防型通所サービス費には、送迎費・入浴費が含まれております。

＊ 利用時間前後で、延長利用をされる場合、1時間ごとに送迎費・人件費等を含め1000円が実費加算（30分以上で繰り上げ）されます。

（2）介護保険外利用料

①食材料費　　￥620（内おやつ代￥105）

＊事業所で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

②おむつ代　　実費

＊お客様の身体状況により、おむつ利用が必要な場合に、事業所で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

③キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の前営業日午後5時30分までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡いただいた場合	自己負担額の50%
③ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡がなかった場合	自己負担額の100%

④複写物の料金

お客様の文書による申し出により、サービス実施記録の複写を行った場合、一枚につき実費相当額がお客様のご負担になります。

⑤支払い方法

1. 利用月ごと（月末締め、翌月末日まで）のお支払いになります。
2. 事業所は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して翌月10日以降にお客様にお渡しします。
3. 事業所は、お客様から料金支払いを受けた時はお客様に対し領収証を発行します。

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話などでお申し込みください。

介護予防型通所サービス計画作成と同時に契約を結び、サービス提供を開始します。

＊居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に包括支援センターとご相談ください。

（2）サービスの終了

① お客様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- お客様が介護保険施設に入所した場合
- 予防給付でサービスを受けていたお客様の要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- お客様が総合事業の対象基準に非該当（自立）と認定された場合
- お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が破産した場合は、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了する事が出来ます。
- お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気などにより、3ヶ月以上にわたってサービスが利用出来ない状態である事が明らかになった

場合は文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

・ お客様やご家族などが事業所や事業所のサービス従業者又は他の利用者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力（たたく 等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく 手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合は文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. デイサービス 愛と心えひめ の特徴等

（1）運営の方針

・基本理念

心豊かな生活を目指し、全ての命、誰の人生をも大切に、敬意と尊厳が保たれるサービスを目指し、地域社会の中で当たり前の生活が営めるようお手伝いいたします。

・目的

誰もが、地域社会の一員として住み慣れた環境で生活が出来るよう支援することを目的に、介護ボランティアを育成すると共に、介護予防の支援を行います。

・基本方針

①四季折々の環境の中で家庭的な雰囲気を大切に介護を行います。
②一人ひとりのペースを大切に、その人の生き方を大切に支援いたします。
③お客様の残存機能を最大限に引き出し、その人らしく暮らせる自信と安心感を取り戻すことが出来るようお手伝いいたします。
④ご家族の方と共に要介護者支援と、介護者の方の支援が出来るようお手伝いをいたします。
⑤在宅介護研修センターとの連携を密に、保険、医療、福祉の連携を促進いたします。

（2）サービス利用に当たっての留意事項

・ 送迎時間の連絡	・・ 変更があった場合、電話にてご連絡いただきます。
・ 体調確認	・・ 利用ごとに、看護職員もしくは介護職員がバイタルサインなどを測定いたします。
・ 体調不良など サービスの中止	・・ 速やかにご家族に連絡し、必要時には主治医に連絡いたします。
・ 日時変更	・・ その都度ご相談下さい。
・ 設備、器具の利用	・・ 職員にお申し出下さい。

（3）虐待の防止について

デイサービス愛と心えひめでは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

・ 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者　介護室長　大西千里

・ 成年後見制度の利用を支援します。

・ 苦情解決体制を整備しています。

・ 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

・ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

（4）衛生管理等

・ 指定地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

・ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

・ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむ　ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

（5）業務継続計画の策定等について

・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

・ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7. 緊急時の対応

（1） サービスの提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

（2） 事業所のサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに事故の対応に当たると共に、当該市町村、お客様のご家族、お客様に関わる居宅介護支援事業支所等に連絡を行い、必要な措置をとるものとします。

（3） 前項の事故において事業所が損害賠償を行うべき場合は、速やかに履行するものとします。

8. 非常災害対策

・ 防災時の対応　・・・・・ 業務用直通電話を設置しており、松山東消防署と連絡が取れるようになっています。緊急連絡網により職員の呼び出しを行います。

・ 防災設備　・・・・・ 消火器、防火扉、煙探知機など

・ 防災訓練　・・・・・ 年2回実施

9. サービス内容に関する苦情

（1）目的

① 要望等への適切な内容により、お客様の理解と満足感を高める事を目的とします。

② お客様個人の権利を擁護すると共に、お客様がサービスを適切に利用する事が出来るよう支援することを目的とします。

③ 納得のいかないことについては、一定のルールに沿った方法で円滑、円満な解決に努めることを目的とします。

（2）解決の体制

① 解決する為の施設内体制について

事業所に関する要望などを解決するため、デイサービス　愛と心えひめ　では管理者をその責任者とし、生活相談員也を受付担当職員と決めました。事業所に関する要望などは担当職員までお申し出ください。

解決責任者　管理者　大西千里

受付担当者　生活相談員　藤久貴子・和田朋也・藤久千賀子

電話　089－914－0731

FAX　089－914－0732

② 申　出

1. 要望などは所定の用紙（要望・苦情申出書）を使用し、直接事業所の受付担当者に申し出てください。
2. 要望などは口頭でも苦情窓口へ直接申し出る事が出来ます。
3. 解決責任者である管理者へ直接申し出ることも出来ます。

③ 解決の記録と報告

1. 受け付けた要望などは、受付担当者から解決責任者である管理者、関係職員へ回覧し、円滑、円満な解決に努めます。

④ 解決の通知

1. 受け付けた要望などは、解決責任者より、所定の用紙（要望・苦情解決報告書）をもって申出人へ通知します。

⑤ その他の窓口

直接事業所に伝えづらいことは、市町村の窓口に相談・苦情を伝えることができます。

松山市役所介護保険課　089－948－6968

愛媛県国民健康保険団体連合会　介護・事業課　089－968－8700

１０.当法人の概要

名称・法人の種別	特定非営利活動法人　愛と心えひめ
代表者役員・氏名	理事長　　上甲　俊史
本部所在地・電話番号	松山市末町甲９番地1 電話　　089-914-0731
法人関連事業	１、居宅介護支援事業所　愛と心えひめ ２、宿泊研修 ３、宅老所 ４、ボランティアによる喫茶事業

「デイサービス愛と心えひめ」を通所利用するにあたり、介護予防型通所サービス契約書及び契約書別紙重要事項説明書を確認し、これらの内容に関して担当者の説明を受け、これらを十分に理解した上で双方が同意し、契約を締結します。
一通ずつ保管するものとします。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

契約者氏名

事業者

＜事業者名＞　特定非営利活動法人　愛と心えひめ
介護予防型通所サービス
（事業所番号　3870104027　）

＜住所＞　　松山市末町甲９番地１

＜代表者名＞　理事長　　上甲　俊史

＜管理者名＞　管理者　　大西　千里

利用者名

＜住所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏名＞＜氏名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代筆（　　続柄:　　）

（代理人）

＜住所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏名＞＜氏名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

付　　則

・平成18年9月18日から一部改正（職員の変更）
・平成20年4月1日から一部改正（職員の変更）
・平成20年6月1日から一部改正（延長利用時の実費加算についての変更）
・平成21年4月1日から一部改正（理事長の変更）
・平成21年5月1日から一部改正（介護予防通所介護費加算の追加変更）
・平成21年12月1日から一部改正（職員の変更）
（営業日の変更）
・平成22年4月1日から一部改正（職員の変更）
・平成23年4月1日から一部改正（職員の変更）
・平成24年4月1日から一部改正（介護保険法改定に伴う料金の変更・職員の変更）
・平成25年1月1日から一部改正（職員の変更）
・平成26年4月1日から一部改正（消費税改正に伴う料金の変更）
・平成26年7月1日から一部改正（理事長の変更）
・平成27年4月1日から一部改正（介護保険法改定に伴う料金の変更）
・平成28年4月1日から一部改正（介護保険法改定に伴う料金の変更）
・平成29年4月1日から一部改正（介護保険法改定に伴う料金の変更）
・平成29年4月1日から一部改正（職員の変更）
・平成29年8月1日から一部改正（職員の変更）
・平成29年10月1日から一部改正（利用定員数の変更）
・平成30年1月1日から一部改正（職員の変更）
・令和元年5月1日から一部改正（改元、職員の変更）
・令和元年7月1日から一部改正（理事長の変更）
・令和元年10月1日から一部改正（介護保険法改定に伴う料金の変更）
・令和2年4月1日から一部改正（職員の変更）
・令和3年4月1日から一部改正（介護保険法改定に伴う料金の変更）
・令和4年10月1日から一部改正（介護保険法改定に伴う料金の変更）
・令和5年6月12日から一部改正（職員の変更）
・令和6年4月1日から一部改正（介護保険法の改正に伴う項目の追加）
・令和6年6月1日から一部改正（介護保険法改定に伴う料金の変更）
・令和6年10月1日から一部改正（職員の変更、押印の廃止）